

中原幼稚園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人 宝禅学園
代表者氏名	理事長 山崎 立哉
事業者の所在地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手505
事業者の連絡先	TEL 0952-52-2080
園則に定めた目的	この幼稚園は学校教育法第77条及び78条に従って幼児を保育し、幼児に適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

(2) 施設の概要

種別	幼稚園
名称	中原幼稚園
所在地	佐賀県三養基郡みやき町原古賀1532-4
連絡先	(電話番号) 0942-94-2125
	(FAX番号) 0942-94-2120
施設長氏名	(園長) 西村 浩也
創立年月日	令和3年4月1日

(3) 入園資格

本園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまで、団体生活ができる幼児とします。

<保育年限・学期及び保育の提供日、保育時間>

(4) 保育年限

本園の保育年限は1年、2年及び3年とします。

(5) 学期

本園では、1年を次の3学期に分けます。(土日祭日がかかると変わる場合があります)

第1学期	4月8日から7月20日まで
第2学期	9月1日から12月24日まで
第3学期	1月7日から3月24日まで

(6) 保育内容

本園は、幼稚園教育要領に示された5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現等)のねらいが達成されるように総合的に指導します。

(7) 定員及び学級

利用定員(1号)	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	20人	20人	20人	60人

当園の基本理念・方針 幼稚園教育の3年間において集団生活を習得し、遊びのなかで達成感、協調性、活動意欲等心身共に調和のとれた人間形成の基礎を培うことを園の教育の原点とします。

(8) 施設の概要

敷地	敷地全体	1,174m ²
園庭	園庭	727.1m ²
園舎	構造	木造、一部鉄骨 444.9m ²

(9) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
3才児保育室	1室	
4才児保育室	1室	
5才児保育室	1室	
雨天遊技場(ホール)	1室	
トイレ	1室	
職員室	1室	
園長室	1室	
用具室	1室	
フリースペース	1室	

(10)職員体制

職種	職員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1人	1人		職員及び業務を管理、園児を把握して園務を司る。
教頭	1人	1人		園長を助け、その命を受けて園務を整理し、必要に応じ園児の保育を司る。
主幹	1人	1人		園児の教育、保育を司り、職員の指導、助言を行う。
教諭	3人	3人		園児の教育、保育の計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
学級編成調整員	1人		1人	教諭が不在の際や、学級に必要なに応じて対応を行う。
主幹専任化教員	1人		1人	主幹職務遂行のための教員。
特別支援教育補助	3人		3人	支援が必要な児への援助を行う。
預かり保育	1人		1人	保育終了後の児の預かりを行う。
バス運転手	1人		1人	園児送迎のバスの安全運転を励行し、清掃、安全点検を行う。
事務員	1人	1人		園の運営管理に係る事務処理、経理処理等を行う。
合計	14人	7人	7人	

(11)利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで		
保育時間	教育標準時間	午前 10時 00分～午後 15時00分(5時間)	
預かり保育	保育時間	朝: 8時00分 ~ 9時00分	
		夕: 15時20分 ~ 18時00分	
		土・日曜:なし	
休業日	日曜日・土曜日・祝日		
	年末・年始(12月29日～ 1月3日) 盆休 8月13日～15日		
	夏季 一学期終業式翌日より二学期始業式前日		
	冬季 二学期終業式翌日より三学期始業式前日		
	春季 三学期修了式翌日より新年度始業式前日		

(12)利用者負担金

佐賀銀行より引き落とし (合算した金額)	バス会費	往復	2,400円
		片道	1,200円
	給食費(週3回)	その月に食した代金	300円/食
		主食90円 副食210円	
預かり保育料	利用に応じた料金		
その他実費徴収(現金にて)	個人購読絵本代、バス旅行費、園長が保育に必要とする用品等		

(13)施設の目的、運営方針

施設の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに教育・保育を提供する機能 ・地域における子育て支援を行う機能
運営方針	<p>小学校就学までの子どもの成長と発達を見据え、一貫した教育を行う園です。 幼児期は生涯にわたる人間性を培う時期です。幼稚園教育の3年間に於いて集団生活を習得し、遊びのなかで達成感、協調性、活動意欲等心身共に調和のとれた人間形成の基礎を培うことを園の教育の原点とします。</p>

(14)提供する教育・保育の内容

中原幼稚園の教育の目標

子どもの活動(遊び)のなかで心身の発達を育み、一人一人の幼児が幸せな生活のできる礎をつくる。

◎目指すこども像	元気ですなおなこ
○各学年の保育目標	
3歳児目標・・・保護者を離れ、園の基本生活になれる。	
4歳児目標・・・集団生活の約束の中で友達との関わりあいを学習する。	
5歳児目標・・・いろいろな遊びがわかり、自主性を以て創意工夫しながら活動し、表現する楽しさがわかる。	

(15)年間行事予定

月	行事内容
4	始業式・入園式・身体測定
5	個人面談・父母の会総会・参観日・4、5月生まれの誕生会
6	健康診断・歯科検診・クラス懇談会・避難訓練・わいわい祭り
7	夕涼み会(年長)・七夕・6、7月生まれの誕生会・終業式
8	夏季期休業保育
9	始業式・8、9月生まれの誕生会
10	運動会・秋のバス旅行・園外保育
11	七、五、三お祝い(神社参拝)・10、11月生まれの誕生会・クラス懇談会
12	避難訓練・クリスマス会・終業式
1	始業式・節分(豆まき)・12、1月生まれの誕生会
2	発表会・2、3月生まれの誕生会
3	ひな祭り・お別れ会・卒園式・修了式

(16)利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	施設の管理者が定めた選考方法による
利用決定	重要事項説明の同意書
利用の喪失条件	卒園 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると町が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(17)嘱託医

医療機関の名称	秋吉医院
医院長名	秋吉恵介
所在地	佐賀県三養基郡みやき町原古賀518-4
電話番号	0942-94-2051

(18)嘱託歯科医

医療機関の名称	スマイル歯科
医院長名	富安紀文
所在地	佐賀県三養基郡みやき町原古賀7450-11
電話番号	0942-94-9603

(19)嘱託薬剤師

医療機関の名称	鳥栖三養基薬剤師会会営薬局
医院長名	真子美佐子
所在地	佐賀県三養基郡みやき町原古賀7019-11
電話番号	0942-94-9100

(20) 緊急時における対応方法及び非常災害対策

管轄する諸機関に連絡し、緊急時は緊急メールにて保護者に連絡し、災害については、避難場所に避難している幼児は直接保護者に手渡す。

【管轄する消防署】

消防署名	鳥栖・三養基地区消防事務組合西消防署
所在地	佐賀県三養基郡みやき町中津隈2465-4
電話番号	0942-89-3050

【管轄する警察署】

警察署名	鳥栖警察署
所在地	鳥栖市元町1234-5
電話番号	0942-83-2131

(21) 非常災害対策

防火管理者	飯塚 千恵
消防計画届出年月日	令和3年6月3日
避難訓練	年間2回
防災設備	火災発報器
避難場所	園駐車場
緊急時の連絡手段	119番

(22) 要望・相談窓口

担当者	教頭
受付方法	文書か口頭にて

(23) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任、園児団体傷害保険(全日私立幼連)・PTA総合保険
保険の内容	傷害・行事中の事故
保険金額	対人1億円・事故4億円・死亡、後遺障害112万円・対人1名3千万円など

(24) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度への加入

在園児の不慮の災害に備えて独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済契約を結んでいます。給付の内容等は独立行政法人日本スポーツ振興センター法で定められています。なお、加入は任意となっておりますが、当園は全園児加入としています。

<入園、退園、休園、修了>

(25) 入園許可

入園は、園長がこれを許可します。

(26) 利用の開始及び終了、利用に当たっての留意事項

①入園手続	入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出する必要があります。
②入園選考	本園は、本園の入園資格を満たす者より入園について申し込みがあったときは、次項に掲げる理由がある場合を除きこれに応じます。 ア 本園は、次のいずれかに該当するときには、本園の入園を断ることができることとします。 (あ) 利用定員に空きがない場合 (い) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考と抽選になります） (う) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合 (え) 園児入園面接時に団体生活に適さないとと思われる場合 イ 利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を内定します。 (あ) 兄弟が在籍している者及び、卒園児(小学生、中学生)の弟妹を優先して入園させます。 (い) 町内在住者を優先します。 (う) その以外は、抽選により入園を内定します。
③利用手続き	入園内定者は、本園の利用開始にあたり、町へ園を通じて給付認定申請書を提出します。

④退園・休園

- (1)園児が退園又は休園しよう場合は、その理由を記して保護者から園長に願い出ることとします。
- (2)病気、その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある時は、退園又は休園させることがあります。

⑤修了

園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めるときは、修了証書を授与します。(皆勤賞もあり)

⑥虐待の防止のための措置

- (1)本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - イ 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - ウ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - エ その他虐待の防止のために必要な措置
- (2)虐待等の行為とは、町基準条例第25条に規定する行為を指します。
- (3)本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者(利用者の家族等子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告するものとします。

⑦登降園に関する対応

自家用車に乗せる際は、園児にチャイルドシートを使用させてください。